

# 平成30年度 山形市立第二小学校いじめ防止基本方針(改訂版)

※ \_\_\_\_\_部：29年度改定・追加した部分

## 1 はじめに

『いじめはどの子供にも起こりうる。どの子供も被害者にも加害者にもなりうる』という事実を踏まえ、児童の尊厳を保持することを目的に、教育委員会、学校、地域住民、家庭、その他の機関及び関係者との連携のもと、いじめ問題の克服に向け、未然防止、早期発見、早期対応・組織的対応等に全力で取り組むものとする。

### (1) いじめの定義

- ・ けんかやふざけ合いであっても、児童の感じる被害性に着目し、該当するか否かを判断する。
- ・ 好意で行った行為が、相手に苦痛を感じさせてしまった場合もいじめに該当する。ただし、いじめという言葉は使わずに、柔軟に対応することも可能である。

### (2) いじめ問題に対する教職員の基本認識

- ・ 「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの児童にも、どの学校でも起こりうる」との共通認識をもつ。
- ・ いじめの定義の共通認識をしっかりとしておく。(上記参照)
- ・ いじめの態様の共通認識をしっかりとしておく。
- ・ 担任等が一人で抱え込まず、組織で対応する。
- ・ 生徒指導の「さ(最悪を想定して)・し(慎重に)・す(素早く)・せ(誠意をもって)・そ(組織で)」の指導の徹底を図る。

## 2 いじめ防止のための取組

### (1) 教職員による指導について

- ・ いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。
- ・ 児童に対して、全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。
- ・ 常日頃から、児童と教職員がいじめとは何かについて認識を共有する手段を講ずる。
- ・ 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進め、授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスとならないようにする。
- ・ 教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

### (2) 児童に培う力とその取組

#### ① 児童に培う力

- ・ 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操
- ・ 自分の存在と他人の存在をともに認め、お互いの人格を尊重する態度
- ・ 児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力  
(自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる能力を育てる。)
- ・ ストレスに適切に対処できる力

(ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などの好きなことで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。)

- ・ 自己有用感、自己肯定感、自己存在感

## ②取組

- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などを推進する。(読み聞かせ活動・心のノートの活用)
- ・ 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。  
(ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくり)
- ・ 一人一人が活躍できる集団づくりを目指す。(学級・学年経営の充実)
- ・ 自分の役割をきちんと果たすことで、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を意図的に作っていく。(係活動・委員会活動等)
- ・ 目標や目的を明確にし、主体的に取り組むことを通して困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設ける。(自然体験学習・遠足・運動会等)
- ・ 社会参画活動の推進(駅南アンダー・公園等の清掃)
- ・ 自分たちの生活を振り返る時間や全校体制で望ましい行動や関わりを広げる活動を通して、自尊感情・所属感を高め、よりよい仲間づくりを進める。  
(ハートフルタイム・ハートフルウィーク)
- ・ 異学年の仲間との活動を通して、お互いに親しみを覚えたり、心のつながりを感じたりすることができるようにする。(縦割り班活動)

## (3) いじめ防止のための組織(法 22 条：必置)と具体的な取組

- ・ いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、下記関係者からなる「いじめの防止等対策のための組織(いじめ防止対策委員会)」を置く。

○校内職員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、  
該当学級担任と学年主任

○校外関係者：学校評議員代表、学校医、地区民生委員、児童相談所等

- ・ 当該組織は学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担い、下記の具体的な取組を行う。また、校外委員に関しては、いじめの内容・程度に応じて校長が招集する。
- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な計画の作成・実行・検証・修正等を行う。
- ・ いじめを正しく理解し対応するための校内研修や職員会議等の情報提供
- ・ いじめの相談・通報の窓口としての対応を行う。
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・ いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に行う。

## (4) 児童の主体的な取組

児童の「計画委員会」が中心になり児童自らがいじめの問題について主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。このような主体的な取組をとおし、「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける(チクる)ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」等の考え方は誤りであることや、さ

さいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になること等を学ぶ。

- ・全校での「あいさつ隊」の取り組みを通して、学校や学級の仲間意識や所属感を高める。

(5) 家庭・地域との連携

- ・学年、学級懇談会、家庭訪問、学校（学級）だより等を通じて「学校いじめ防止基本方針」について理解を得るとともに、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めながら緊密な連携協力体制を図っていく。

### 3 早期発見の在り方

(1) 見えにくいいじめを察知するための具体的な対応

- ・いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換、情報共有を行い、いじめを積極的に認知するよう努める。
- ・定期的なアンケート調査により、短期におけるいじめの全体像を把握しながら、定期的な教育相談・日常の観察による声かけを実施することにより、個別の状況把握に努める。また、児童が日頃からいじめを訴えやすい学級経営や信頼関係の構築に努める。（心のアンケート）
- ・休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等、教職員と児童の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問、「先生と個別に語り合う週間」の機会を活用したりする。

(2) 相談窓口などの組織体制

- ・教育相談等で得た児童の個人情報については適切に取り扱う。
- ・児童に対して多忙さやイライラした態度を見せ続けることは避ける。
- ・児童の相談に対し、「たいしたことではない」「それはいじめではない」などと悩みを過小評価したり、相談を受けたにもかかわらず真摯に対応しなかったりすることは絶対にしない。

(3) 地域や家庭との連携について 等

- ・より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- ・PTA生徒指導部と連携したあいさつ運動を通しながら、子どもたちの登校の様子を見ていただき、気になる事があった場合は学校へ連絡を入れてもらうようにする。

### 4 いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）

(1) 素早い事実確認・報告・相談

- ・発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、事実確認を行い、いじめた児童へ適切に指導する。
- ・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に

傾聴する。

- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署や児童相談所等に通報し、適切に援助を求める。

(2) 発見・通報を受けての組織的な対応

- ・発見、通報を受けた教職員は躊躇なく、校内の「いじめの防止対策委員会」に報告し組織的対応を図る。速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに、被害・加害児童の保護者にも連絡し、事後の対応に当たる。

(3) 被害者への対応及びその保護者への支援

- ・いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える等、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。
- ・家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、いじめられた児童の安全を確保する。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。

(4) 加害児童及びその保護者への対応

- ・教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ・いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する。また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して対応を適切に行えるようにする。
- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応を行っていく。
- ・教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。又、状況に応じて出席停止制度の活用について山形市教育委員会と協議する。

(5) 集団へのはたらきかけ

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめ

を止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように指導する。

#### (6) インターネット上のいじめへの対応について

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに山形警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においても学年・学級懇談会、学校だより等で積極的に理解を求めていく。

#### ・スマホ・携帯等インターネット上のいじめの未然防止と適切な対応

| 【実態を知る】                                                                     | 【いじめの実態を知る】                                                                                                                      | 【早期発見・早期対応】                                                                                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <input type="radio"/> インターネットのいじめの類型<br><input type="radio"/> 掲示板、メール、SNS 等 | <input type="radio"/> 情報モラル指導<br><input type="radio"/> 家庭・地域・PTAとの連携<br><input type="radio"/> フィルタリング、ペアレンタルコントロール、ネットパトロール、研修会等 | <input type="radio"/> いじめのサイン<br><input type="radio"/> 相談体制整備<br><input type="radio"/> ネットパトロール<br><input type="radio"/> 削除依頼<br><input type="radio"/> 被害防止の取組 |

#### (7) いじめの解消

少なくとも、次の①と②の要件を満たす必要がある。

##### ①「いじめに係る行為が止んでいること」

被害者に対する心理的行為または物理的影響を与える行為が止んでいることが相当の期間継続していること(少なくとも3ヶ月以上)。

※ただし、3ヶ月未満であっても、加害児童・被害児童の転出、クラス替えによる解消等もあり得るものとする。

##### ②「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」

被害児童本人及びその保護者により面談等により確認する。

## 5 重大事態への対処

重大事態について、手順を明確にし、確認しておくことが大切であることに加え、市町村に対して、平時から調査を行うための組織等を設置しておく。以下、その具体的手順と組織等。

#### (1) 調査組織の設置(法28条①:必置)と調査の実施

- ・いじめにより、当該児童の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時、又、いじめにより、当該児童が「相当の期間(年間30日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時、重大事態への対処、発生防止に資するため、下記の第三者による調査組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。

＜重大事案と想定されるケース＞

- 児童が自殺を図った場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 相当の期間（年間30日を目安とする）登校できない場合 等

＜組織の構成＞

※校内におけるいじめ防止のための組織を母体としつつ、村山教育事務所「いじめ解決支援チーム」の支援・協力を得る。

（具体的な調査組織の構成員については山形市教育委員会の指示を仰ぐ）

- 弁護士
- 精神科医
- 学識経験者
- 心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者

※当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）

(2) 校内の連絡・報告体制

- ・校内における連絡・報告体制は、別紙「学校緊急対応マニュアル」による。

(3) 重大事態の報告

- ・当該調査に係る重大事態の事実関係、その他の必要な情報等について、素早く山形市教育委員会を通じて山形市長へ報告する。

(4) 外部機関との連携 等

- ・重大事案に係る事実関係の調査、及び事後対応、発生防止等については、必要に応じ山形市教育委員会、山形警察署、児童相談所、村山教育事務所の「いじめ解決支援チーム」と連携を図りながら進めていく。

(5) その他

- ・重大事態の疑いがあると認められたときも、校長は学校の設置者に報告する。

## 6 教育相談体制・生徒指導体制

(1) 教育相談体制と活動計画

- ・「いじめや心のなやみについてのアンケート」の実施、それを受けた「児童と語る会」を通し、児童の心の声を拾いあげ、いじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- ・「教師と個別に語り合う週間」を設定し、児童から相談できる体制を整え、早期発見、早期対応に努める。
- ・担任、養護教諭、教育相談担当等の連携により、教育相談体制を機能させる。

(2) 生徒指導体制と活動計画

- ・指導方針の共有、組織的指導を常に意識して指導、支援にあたる。
- ・具体的な計画は「学校経営要項」による。

## 7 校内研修

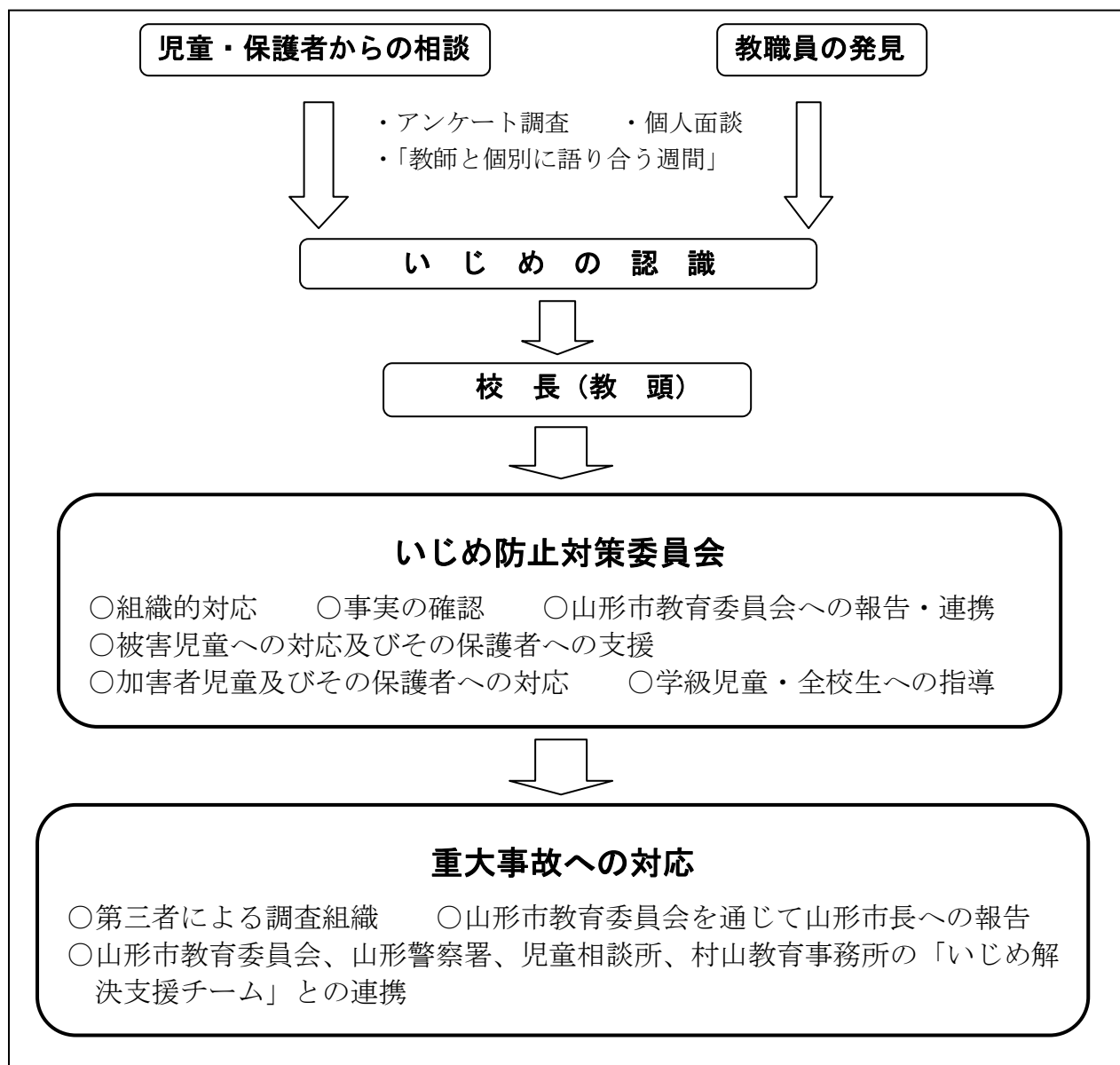
- (1) いじめの理解、組織的な対応、指導記録の生かし方等に関する研修計画
  - ・いじめに係る研修を年間計画に位置づけ、学期に一度、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行い教職員の共通認識を図る。
  - ・特に「道徳の授業」の充実に努め、いじめの問題の未然防止に努める。
  - ・具体的な計画は「学校経営要項」による。

## 8 学校評価

- (1) いじめの問題への対応と評価の基本的な考え方
  - ・学校評価において、その目的を踏まえて、いじめの問題を取り扱う。この際、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価する。また、評価結果を踏まえてその改善に取り組んでいく。
- (2) 地域や家庭との連携
  - ・学年、学級懇談会や学校だより等において、いじめに係る学校基本方針やその取組、学校評価の結果等についてお知らせし、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭や地域との緊密な連携協力を図る。
- (3) 校内におけるいじめの防止等に対する PDCA サイクル 等
  - ・いじめ防止のための組織が策定した長・短期計画に基づき、常に組織的な対応による、いじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応の取組を徹底し、その都度取組状況を児童の視点で客観的に振り返り改善を図っていく。
  - ・学期末の職員会議において、いじめの問題への対応について成果と課題を確認しながら改善の方策を明確にし、全教職員で共通理解を図る。

## 9 その他

- (1) 異学年交流、縦割り活動による自己有用感、自己肯定感の育成
  - ・通常学級と特別支援学級との交流および共同学習、兄弟学級による異学年交流、全校縦割り活動等を通し、児童の自己有用感、自己肯定感を育成し、いじめの問題の未然防止に努める。
- (2) 校務の効率化
  - ・教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。
- (3) 教育的諸課題等から特に配慮が必要な児童について  
学校として、日常的にその特性を踏まえた適切な支援・指導を組織的に行う。
  - ・発達障がいを含む、障がいのある児童
  - ・海外から帰国した児童や外国人の児童
  - ・性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童
  - ・被災児童 など



（平成30年3月1日 改訂）